

税制改正で変わる日本の移転価格税制

○「文書化(ドキュメンテーション)」とは何か

(我が国では、租税特別措置法 66条の4)

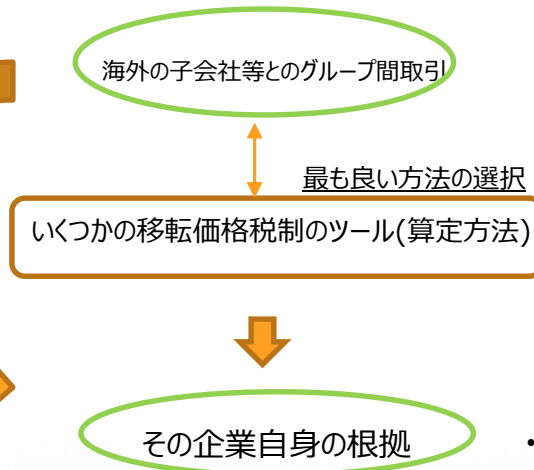
- ・ 移転価格税制は、基準取引などの根拠を要する税制

申告納税制度となっている法人税では
移転価格税制の適用のある取引を企業が期中に行うと
申告にその内容(損益)を盛り込むために、自主的検討
(根拠)が必要。

定められたツール(算定方法)の中から方法を選択し、
取引が合理的であると根拠を作る作業を「移転価格税制
の文書化」と呼ぶ。

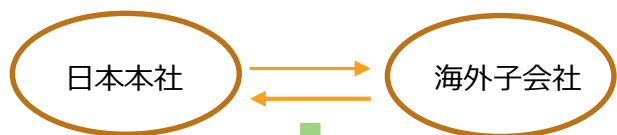
移転価格の税務調査などでは、企業側の説明根拠となる。

..... 具体的には、算定方法と理由、基準取引、実績との対比適用結果



税制改正で変わる日本の移転価格税制

○ 典型的な移転価格の文書化



海外取引(国外関連取引)に移転価格税制で検討



公開された財務データベース
から基準となる利益率等の情報を入手
(スクリーニング)

(スクリーニング)

※ 比較対象企業 ○社

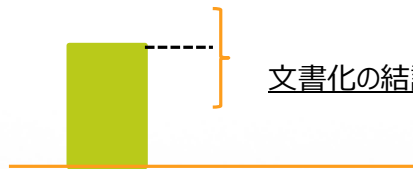
税務上から見て適切とされる
海外子会社の利益水準(申告水準)を計算

(利益率の幅(レンジ))

〇.〇%から〇.〇%

移転価格税制の文書化資料
(ドキュメンテーション: ローカルファイル)

※ 税務調査への対応策



文書化の結論の幅の中に入るかどうか

海外子会社の実績